

〈後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取り扱いについて〉

当院はこれまで主に「先発医薬品」を中心に処方しておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日から院外処方せんに「後発医薬品への変更可」の欄を設け、患者様からご希望があり、医師が適当に判断した場合には、後発医薬品を選ぶ事ができるように変更いたしました。

調剤薬局では薬剤師が処方欄に書かれた「先発医薬品」の情報と調剤薬局で調剤できる「後発医薬品」の情報を比較した文書をお渡しし、お薬の説明を行います。

患者様はその説明に十分納得し、最終的に「後発医薬品」への変更を自己責任で決断された場合、「後発医薬品」が調剤されることとなります。

ただし、医師が「後発医薬品への変更可」としているお薬は、「後発医薬品」に変更していただくことができません。

平成 22 年 4 月 1 日